

平成23年2月吉日

各小中学校PTA会長 様  
同 校長 様

山口県PTA連合会  
会長 富川 芳人

### 臨時総会の報告について（お知らせ）

立春の候、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より、県P連の活動推進につきまして、温かい御理解と御支援を頂いておりますことに、心から感謝し、お礼申し上げます。

去る、1月23日に臨時総会を開催し、下記の3つの審議事項が原案通り決議されました。

このことにつきまして、決定事項をご確認いただき、各単位PTAにおかれましては、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

### 記

審議事項① 「山口県PTA安全互助会の法人化、共済事業の実施について」

⇒ 会則第10条3項により、出席者の過半数をもって決議されました。

審議事項② 「山口県PTA連合会の会則の改正について」

⇒ 会則第10条3項により、出席者の過半数をもって決議されました。

審議事項③ 「山口県PTA連合会 会費の改定について」

⇒ 会則第10条3項により、出席者の過半数をもって決議されました。

山口県PTA連合会事務局  
山口市大手町2-18 山口県教育会館内  
TEL：083-925-6778  
E-mail：info@yamaguchipta.jp

## 決議内容

### 審議事項① 「山口県PTA安全互助会の法人化、共済事業の実施について」

- ・山口県PTA安全互助会を社団法人すること。
- ・一般社団法人山口県PTA安全互助会の設立時の社員を県P連の理事とすること。

(経過説明)

昭和54年に発足して以来、32年間にわたり学校や保護者の皆様とともに児童生徒の健全育成とPTA活動の振興を図ってまいりました。この間に不幸にも発生した事故は、死亡5件、後遺障害を残す事故、往復途上における交通事故、傷害などに対して見舞金、保険金を給付してまいりました。

PTA活動中の傷害や賠償に対する責任や補償の問題などに対する社会の認識の変化に対応するため、制度のさまざまな改革を行い、特に死亡事故などの重大な事故に対する補償の認識の変化、車社会の中で自家用車の利用や交通事故発生の増加や、ボランティアとしてPTA活動に参加されている方への対応、PTA管理下において発生した事故によりPTAが被る身体・財物・保管物への賠償責任など事故発生への懸念などから、学校やPTAでは幾重にも一日保険や傷害保険などに加入するという状況が問題になってきました。

そこで、昭和58年度から掛金120円として見舞金給付の拡大、平成18年度には、自主運営を開始したものの、保険業法の改正により自主運営を継続することができなくなり、平成19年度からは保険会社に委託して、安全互助会の対象をボランティア、同居の親族にも広げて今日に至っております。

このたび山口県PTA安全互助会制度の組織を法人(一般社団法人)化することにより、これらの制度の存続と充実を図るとともに、県内の小・中学校PTA会員、児童生徒と諸活動の指導者を対象に共済事業を引き継いでいきたいと考えています。相互扶助の精神によるこれらの制度は、PTA諸活動を安心できる環境で、より活発に活動をしていただくために実施していくためのものです。

また、共済法に基づいて、安全普及啓発活動も積極的に行って参ります。

### 審議事項② 「山口県PTA連合会の会則の改正について」

- ・山口県PTA安全互助会の法人化に伴う条項、他について会則の変更

### 審議事項③ 「山口県PTA連合会 会費の改定について」

- ・児童・生徒・教職員一人の年会費80円を、平成23年度より90円とすること。
- ・学校割300円は据え置きとし、今後検討をすること。

(改定理由)

1. 児童・生徒・教職員の減少および文部科学省からの補助金が平成 22 年度から廃止されたことにより、日本 P T A 全国協議会の年会費が平成 23 年から一人 6 円から 10 円に改定される。
2. 県 P 連においても一般会計の基礎となる統廃合等による学校数の減少と、昭和 57 年をピークとして児童・生徒・教職員の数が減少し続けており、今後も会費収入の減少が予想される。
3. 平成 5 年に会費が 50 円から 80 円に改定され、数年おきに見直す必要があると決議されたが、17 年間据え置きのみである。
4. 山口県からの助成金 605,000 円が平成 20 年度で廃止された。
5. 基金会計 87,545,616 円のうち、78,615,409 円は今後の安全互助会の自主運営の準備金として残す必要がある。
6. 平成 23 年度に日本 P T A 全国協議会の全国大会（ひろしま大会）へ山口県から 400 名の要請があり、基金会計から一般会計への繰り出しが必要となる。
7. 学校数×3,000 円を郡・市 P 連の活動費として還元してきたが、今後は困難な状況である。
8. 総合保障の加入率が平成 13 年度以降減少しており、今後もその傾向が予想されるため、基金会計への繰り入れが困難な状況である。
9. 郡・市 P 連の活動費は平成 13 年から全国大会・中国ブロック大会・県 P 連の研修大会等の事業への協力金として拠出してきたものでもある。
10. 県 P 連としては、経費や事業費の軽減にも努めてきたが、P T A 活動の推進のためには事業の縮小は好ましくなく、総合保障からの還元金も減少が予想されることから、安全互助会の自主運営による繰り入れにより、郡・市 P 連への活動費を拠出していきたいと考えている。